

件名	愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第110条第1項及び第2項
<p>【制定の概要】</p> <p>制定の経緯について</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）〔いわゆる第1次一括法〕により健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法が改正されたことに伴い、これまで厚生労働省令で定められていた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について、県の条例で定めることとされたものである。</p> <p>条例委任された基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者及びその員数、病室の床面積等（従うべき基準） ・その他の事項（参酌すべき基準） <p>厚生労働省令により3類型（「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」）に区分されており、「従うべき基準」については省令と同じ基準を定めるとともに、「参酌すべき基準」については、必要に応じて独自基準を設ける（「標準」は該当無し）。</p> <p>独自基準について</p> <p>「参酌すべき基準」のうち次の項目について独自基準を設ける。</p> <p>非常災害対策の拡充</p> <p>ア．災害の種別に応じた個別計画</p> <p>非常災害に関する具体的な計画については、指定介護療養型医療施設の立地条件等から個別に検討し、予想される災害の種別（例：地震、風水害）に応じて作成するものとし、災害の種別ごとの計画の作成に当たっては、災害の特殊性を考慮したものである旨の規定を設ける。</p> <p>イ．計画の掲示</p> <p>非常災害対策の具体的な計画については、施設内の見やすい場所に掲示することを義務付ける旨の規定を設ける。</p> <p>ウ．備蓄の確保</p> <p>災害時にはライフラインが一時的に寸断される事態が予想されることから、非常事態に対応するため、非常食、飲用水、日用品等の備蓄の確保に努める旨の規定を設ける。</p> <p>サービス提供記録の利用者への提供</p> <p>入院患者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、サービス提供内容等の記録を当該入院患者に提供する旨の規定を設ける。</p> <p>記録の保存年限の延長</p> <p>入院患者に対する指定介護療養型医療施設サービスの提供に関する記録を、その完結の日から5年間保存する旨を規定する。</p>	
施行日	平成25年4月1日
【その他参考事項】	

